

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（611））
2. 日 時：平成30年1月19日 15時50分～17時40分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

田尻安全審査官、正岡安全審査官、村上安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他5名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部原子炉安全技術G 担当 他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、1月16日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、自然事象への考慮及び溢水防護に係る今後の説明スケジュール等について、説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、事業者の準備が整ったものからヒアリングを進め、必要に応じて指摘を行っていく旨を伝えた。また、工事計画認可の審査に当たって論点となり得る以下の点について説明するよう求めた。

<竜巻への配慮>

○飛来物の衝突評価において適用するモデルとその適用範囲の考え方及び妥当性について説明すること。

○複数枚の扉に対する貫通評価において、FEMではなく、BRL式（剛体の円柱が衝突するときの限界板厚を算出する実験式）を使用することの適応性について説明すること。

○ドライキャスク建屋に対する飛来物の衝突評価において、安全機能への影響について説明すること。

○裏面剥離についてどのように評価するのか説明すること。

<溢水防護>

○定期検査時に設置するとしている、止水板の工事計画認可申請における位置づけ、担保する設計方針等について整理して説明すること。

○管理区域外への漏えいを防止する堰の耐震設計方針（タービン建屋等に設置される堰の耐震性等）について整理して説明すること。

○ファンネルを排水設備として位置づけなくても良いとする考え方について整理して説明すること。

(3) 日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 工認関係の課題・懸案事項（溢水）について